

附 属 资 料

1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における行政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため、生駒市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政改革の推進に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 一般公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長代行を指名することができる。

6 委員長代行は、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的な検討が必要な事項について審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長が委員のうちから指名する者
- (2) その他委員長の指名に基づき市長が委嘱する者

3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。

4 専門部会に部会長を置き、各専門部会に属する者の互選により定める。

- 5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者のうちから部会長代理を指名することができる。
- 7 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員長（専門部会にあつては部会長）は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

2 生駒市行政改革推進員会未利用財産活用検討部会委員名簿

(敬称略・順不同)

専門部 会名	区分	役職等	氏 名	委員会役職
未利用財 産活用検 討部会 (6名)	学識経験者	立命館大学 准教授 (政策科学部)	モリ ヒロユキ 森 裕之	部会長
	団体代表	生駒市自治連合会会長	ウエノ サクジ 上埜 作治	部会長代理
	一般公募	市 民	スギヤマ マサキ 杉山 正樹	
		市 民	タニ イツオ 谷 巖夫	
		市 民	ヤマダ イサオ 山田 勲	
部 会 専任委員	(社)奈良県不動産鑑定 士協会会長 不動産鑑定士	マキハラ セイイチ 榎原 清一		

3 生駒市行政改革推進委員会未利用財産活用検討部会検討経過

区分	回	開催日	審議内容
未利用財産活用検討部会	1	7月30日	部会長等の選任 未利用財産活用検討部会における検討手順について
	2	9月 3日	未利用財産の有効利活用の考えかた等について 未利用財産等の実態調査の方法について
	3	10月15日	調査の報告及び個別評価方法について
	4	11月 5日	未利用財産の個別評価
	5	11月28日	未利用財産の個別評価
	6	12月19日	未利用財産の個別評価 普通財産の貸付状況の検証
	7	12月25日	現地視察 未利用財産の個別評価結果の確認
	8	1月23日	提言書の取りまとめ

4-① 公有財産未利用地調査シート

【基本情報】

財産名称又は旧用途名	
土地の所在地番	
土地面積又は建物床面積	(公募) m ² (実測) m ²
土地地目又は建物の構造	
所管部署 (部・課・係)	(担当者名:)

【取得状況及び現在の状況】

■取得状況	
取得時期	
取得原価	
取得原因	<input type="checkbox"/> 寄附 <input type="checkbox"/> 買収 <input type="checkbox"/> 土地区画整理法による換地処分 <input type="checkbox"/> 譲与 <input type="checkbox"/> その他 ()
前所有者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 (法人名を記入:)
取得に至った経緯	
取得にあたっての補助金の交付の有無: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
■現在の状況	
立地条件 (隣接状況等)	
利用状況	<input type="checkbox"/> 空地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 ()
用途地域	
境界確定の状況	
年間維持管理費	円
(維持管理費の内訳)	

【財産の利用予定】

現在利用計画はありますか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない(利用計画がある場合は(1)を、ない場合は(2)を記入)
(1) 利用計画ありの場合 (計画状況により①又は②を記入)	
①5年以内に利用予定	
計画の内容	
計画の実施時期	
② 5年以上利用予定なし	
計画を実施しない理由	
利活用に向けての意見	
(2) 利用計画なしの場合	
利用計画がない理由	
利活用に向けての意見	

4-② 公有財産低利用地調査シート

【基本情報】

財産名称又は旧用途名	
土地の所在地番	
土地面積又は建物床面積	(公募) m ² (実測) m ²
土地地目又は建物の構造	
所管部署 (部・課・係)	(担当者名:)

【現在の状況】

■現在の状況	
現在の利用状況	
低利用になっている理由	
年間維持管理費	円
(維持管理費の内訳)	

【低利用地の今後の利用予定】

低利用地について、改善又は利用変更の予定はありますか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
※改善又は利用変更の予定がある場合は(1)を、ない場合は(2)を記入	
(1) 改善又は利用変更の予定ありの場合	
改善又は利用変更の予定の内容	
実施時期	
(2) 改善又は利用変更の予定なしの場合	
改善又は利用変更の予定がない理由	
利活用に向けての意見	

4-④ 公有財産未利用地評価シート

1. 基本情報

財産名称又は旧用途名	
土地の所在地番	
所管部署（部・課・係）	

2. 担当部署の利用計画状況

状況	計画予定内容
	1. 5年以内に利用計画を実施
	2. 利用計画はあるが5年以上実施予定なし
	3. 利用計画がない

3. 他課の要望

	1. あり（内容： ）
	2. なし

4. 個別評価

項目	評価	評価内容
①公共用地の可能性		1. 今後において有効活用できる。
		2. 将来、有効活用の可能性がある。
		3. 将来においても有効活用できない。
②売却の可能性		1. 土地面積又は立地状況において資産価値が大きい。
		2. 土地面積又は立地状況についておおむね良好。
		3. 土地面積が小さい又は立地状況が悪い。

5. 総合評価

	継続保有	⇒	判断理由
	売却		
	貸し付け		

6. コメント

--

■未利用財産、貸付財産共通基準表

処分内容	基準	内容
保有の継続又は 貸付の継続	基準 1	特定の事業又は施設に供するものとして事業計画など具体的な検討がなされており、継続保有することが適当と判断されるもの。
	基準 2	長期的なまちづくりの観点から将来の活用に備え、継続保有することが適当と判断されるもの。
	基準 3	公正な利用及び適正な管理がなされていることから、継続して無償貸付けすることが適当と判断されるもの。
売却処分等又は是正措置	基準 4	活用見込みがなく、当該地の有効活用や税外収入確保に資するため売却処分を検討することが適当と判断されるもの。
	基準 5	公正な利用又は適正な管理が行われておらず、是正等の改善措置が必要と判断されるもの。
有償貸付	基準 6	事業化又は処分までの間、税外収入を確保するという観点等から、有料で一時貸付等を行うことが適当と判断されるもの。
	基準 7	公正な利用及び適正な管理がなされており、税外収入を確保するという観点等からも継続して有料貸付を行うことが適当と判断されるもの。

